

○松本市教育委員会情報セキュリティ対策基本要綱

令和8年3月30日

松本市教育委員会訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1号に規定する個人情報のうち電磁的記録に記録されるもの又はされたものをいう。
- (2) 行政情報 松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）第2条第2項に規定する公文書のうち電磁的記録に記録されるもの又はされたもの（個人情報を含む。）及び入出力帳票をいう。
- (3) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及び構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (4) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成され、これらの一部又は全部で業務処理を行う仕組み（構成及び仕様に関する資料等を含む。）をいう。
- (5) 情報資産 情報システム並びに情報システムで取り扱う行政情報、校務情報、学習情報及び個人情報をいう。
- (6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性（情報にアクセスすることを認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。）、完全性（情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。）及び可用性（許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。）を確保し、維持することをいう。
- (7) 学校 松本市立小学校、中学校条例（昭和39年条例第38号）別表第1及び別表第2に掲げる学校をいう。
- (8) 職員 松本市職員定数条例（昭和31年条例第15号）第1条に規定する職員（同条例第2条に規定する教育委員会の事務局及び教育機関の職員に限る。）及

び会計年度職員並びに教育長及び教育委員並びに学校に所属する教職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。）をいう。

(9) 委託事業者 業務委託契約等に基づき、本市の情報資産の取扱いを含む業務等に従事する者（再委託等により業務等に従事する者を含む。）をいう。

（対象とする脅威）

第3条 情報資産に対する脅威は、次に掲げるものとする。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃又は部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定ミス、メンテナンス不備、内部又は外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（対象範囲等）

第4条 この要綱を適用する対象及び対象者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 対象範囲 教育委員会が管理する全ての情報資産

(2) 対象者の範囲 職員及び委託事業者（以下「職員等」という。）

（職員等の義務）

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の取扱い及び情報セキュリティ対策の実施に当たっては、関係法令のほか、この要綱を遵守する義務を負うものとする。

（組織体制の確立）

第6条 教育委員会は、情報セキュリティ対策を推進するため、教育委員会における組織体制を整備するものとする。

（情報資産の分類）

第7条 情報資産は、その内容に応じて分類し、重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報セキュリティ対策)

第8条 教育委員会の情報セキュリティの確保に当たっては、第3条に規定する脅威の発生による被害の防止を図るための対策を実施するものとする。

(情報セキュリティに係る監査等)

第9条 情報セキュリティ対策が適正に実施され、情報セキュリティが確保されていることを検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティに係る監査又は自己点検を実施するものとする。

2 情報セキュリティに係る監査及び自己点検の結果により、情報セキュリティ対策の有効性等について評価するとともに、必要に応じて随時情報セキュリティ対策の見直しを行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。